

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成 18 年南相馬市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

| 改正後              |  | 改正前              |  |
|------------------|--|------------------|--|
| 別表第 1（第 2 条関係）   |  | 別表第 1（第 2 条関係）   |  |
| 名称               | 位置   | 名称               | 位置   |
| 南相馬市立総合病院        | 【略】  | 南相馬市立総合病院        | 【略】  |
| 南相馬市立総合病院附属小高診療所 | 【略】  | 南相馬市立小高病院        | 南相馬市小高区東町三丁目 8 番地  |
|                  |  | 南相馬市立総合病院附属小高診療所 | 【略】  |
| 別表第 2（第 3 条関係）   |  | 別表第 2（第 3 条関係）   |  |
| 名称               | 診療科目   | 名称               | 診療科目   |
| 南相馬市立総合病院        | 内科、消化器内科、循環器内科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目 | 南相馬市立総合病院        | 内科、消化器科、循環器科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 |

|                      |                       |                      |  |
|----------------------|-----------------------|----------------------|--|
| 南相馬市立総合病院<br>附属小高診療所 | 【略】                   | 南相馬市立小高病院            | 内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科            |
|                      |                       | 南相馬市立総合病院<br>附属小高診療所 | 【略】  |
| 別表第3（第3条関係）          |                       | 別表第3（第3条関係）          |  |
| 名称                   | 病床数                   | 名称                   | 病床数  |
| 南相馬市立総合病院            | 一般病床 250床<br>療養病床 50床 | 南相馬市立総合病院            | 一般病床 170床<br>特例救急病床 10床<br>特例リハビリテーション病床 50床 |
|                      |                       | 南相馬市立小高病院            | 一般病床 48床<br>療養病床 51床                         |

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。